

2016年規定審議会決議（2016年7月1日発効）に関するRI第2790地区の解説
 （注：~~あああ~~は削除。 いいいは追加）

A. 現行（2013年7月1日発効）標準ロータリークラブ定款の改定、及びクラブ細則に反映する場合のRI第2790地区の解説

1. 第2条の改定：提案16-82

a) 第2条 名称（~~1つを選択する~~）

本会の名称は、

 _____ ロータリークラブとする。
 （国際ロータリー加盟会員）

または、

本会の名称は、

 _____ ロータリークラブとする。
 （~~国際ロータリー加盟会員~~）

(a) (本会の衛星クラブ（該当する場合）の名称は、
 _____ ロータリー衛星クラブ
 （_____ ロータリークラブの衛星クラブ）とする。

b) 解説

従来型クラブと E クラブの区別をなくす件

国際ロータリー細則条文

第1条 定義

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。第2条（『手続要覧』第201ページ）第2条名称（1つを選択する）

さらに第9条（『手続要覧』第205ページ）第9条 出席 ~~第1節の序文の段落のいずれかを選択する~~

趣旨および効果

通常のクラブの例会を時によってはウェブ上でも開催し、E クラブの例会を時によっては実際に顔を合わす例会を開催することもできるようにする。このような例会方式を採用することでロータリークラブの新たな可能性を提案することもできる。

クラブ細則例

16-30の項に細則の例を記してある

解説

従来型クラブと E クラブの差がなくなったので、従来の定款にあったで選択する E クラブの条文はなくなる

2. 第3条の改定：提案16-82

a) 第3条 クラブの所在地域（~~1つを選択する~~）

本クラブの所在地域は、次の通りとする

または、

本 E クラブの所在地域は、(全世界) _____ とし、ウェブのwww _____ 上にある。

*国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリークラブが所定の標準ロータリークラブ定款を採用すること規定している。

- b) 解説
上記1に同じ。

3. 第5条 五大奉仕の2. の改定：提案 16-10

a) 第5条 五大奉仕

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道德水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

- b) 解説

制定案 16-10 奉仕の第二部門を改正する件

趣旨および効果

五大奉仕部門は、「ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準 (philosophical and practical framework)」である。第2項以外の他の奉仕部門は、会員がとるべき行動が具体的に示されているが、第2項にはそれが示されていない。よって第2項に会員がとるべき行動を加えるものである。

クラブ細則例

敢えて必要なし

但し、細則に五大奉仕の条文があり、職業奉仕部門と他の部門の記載が揃わない場合は文言を揃える事を推奨する

4. 「第6条 クラブの目的」を新設追加：提案 16-06

a) 第6条 クラブの目的

クラブの目的は、「ロータリーの目的」の達成を目指し、五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施し、会員増強を通じてロータリーの発展に寄与し、ロータリー財団を支援し、クラブレベルを超えたリーダーを育成することである。

- b) 解説

制定案 16-06 ロータリークラブの目的を定義する件

趣旨および効果

現在の標準ロータリークラブ定款には目的の条項がないので活動の方向性が不確かとなる。効果的なクラブとなることは、全クラブにとっての共通目標として設定されてきた。それゆえに、効果的なクラブの4要素を書面にて規定する。

クラブ細則例

必要なし

解説

既存の第4条「目的」[Object]と区別するため、「第6条 クラブの目的」の原文は「Article Purpose」だが、上記の訳では「クラブの」を補足する

5、「第7条 例会出席に関する規定の例外」を新設追加：提案 16-21

- a) 第7条 例会と出席に関する規定の例外
- (a) 毎月少なくとも2回の例会を開催する。
- (b) 本定款の第8条第1節、第12条第1、2、3、4、5節、第15条第4節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。
- b) 解説

16-21 クラブ例会と出席に柔軟性を認める件**趣旨及び効果**

標準ロータリークラブ定款に例外を認め、クラブの細則で例会頻度と出席に関する規定を定めるようクラブに柔軟性を与えるものである。ロータリーでは今後、会員基盤の縮小と高齢化が続く可能性があり、会員減少に歯止めをかけられなくなるほど極端な会員構成となる可能性がある。

クラブ細則例

例1 本クラブの会員が定款第7条、第10条、第13条に定める事態に至った場合、回数や率に於いては更にその5割、期間に於いては更に3ヶ月を過ぎても事態が変わらなかった時に理事会はその会員の会員身分の終結を諮るものとする

例2 本クラブの会員が定款第7条、第10条、第13条に定める事態に至った場合でも理事会はその会員の会員身分を終結しない事ができる

解説**新しい第7条（現6条）**

例会開催の頻度、例会変更日の範囲、例会取り消し、取り消し4回まで、連続3回まで例会なしは可能

第10条（現9条）

例会出席に関わる規定 メークアップに関する諸規定

第13条（現12条）

会員身分の存続及び終結においてクラブの事情により定款の定めにとらわらずクラブで決める事が出来る則、出席率、連続4回欠席、会費不払いその他の理由で退会処分となる可能性をクラブの判断でその可能性を除外できるクラブは細則で下記を決める事が出来る。

- ・クラブがいつ、どのくらいの頻度で例会を開くか決める。
- ・例会の出席要件を定める。定款第10条の枠を超える細則が作れる
- ・欠席による終結の方針を修正または削除する。

6.「□第6条 会合」を「第8条 会合」と条番号を改めると共に、第1節(a)及び(c)の改定、第3節追加、並びに「第6条 会合（Eクラブ）に関する規定削除。

1) □第6条 第8条 会合：上記4、及び5（提案 16-06/-21）に基づく

2) 第1節(a)の改定：提案 16-30

a) 第1節 – 例会

- (a) 日及び時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日及び時間に、直接顔を合わせて定期の会合を開かなければならないものとする。本クラブはまた、この方法では例会に出席できない会員のために、オンライン例会を手配するか、またはオンラインでつながる方法を提供する

こともできる。

b) 解説

16-30 直接あるいはオンラインの両方による例会出席を認めるよう、出席規定を改正する件

クラブ細則例

例1 本クラブの例会は毎週*曜日の午後0時から開催する

例2 本クラブの例会は月の第1と第3の月曜日に開催する

例会日が休日その他の要件で開催が困難な場合は別の日に行い、月に2回を下回らないものとする

例3 本クラブの例会は月の第1月曜日と第3金曜日に開催する

例4 本クラブの例会は月の第1から第4の月曜日に開催し、第5月曜日には開催しない。

この場合、開催しない第5月曜日は例会の取り消し回数に含めない

例5 本クラブの例会は月の第1例会は別に定める方法によりNET上で行い、その他の例会は会員が本細則第*条に定める例会場に参集して行う

例6 本クラブの例会は理事会の定めによって年に5回の取り消しが出来るものとする。但し、例会の開催は月に2回を下回らないものとする

解説

16-82 と関連する

毎週1回の解釈が不明

解釈の例は 参加型の活動をウェブサイトに掲載するのは毎週1回

或は英文の日本語への翻訳の間違いか

少なくともEクラブという概念はなくなったはず。

よって、Eクラブと従来型クラブの条件を揃える意味もある

3) 第1節 (c) の改定：提案 16:26

a) 第1節 - 例会

(c) 取消。例会が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当る場合、またはその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、またはクラブの会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

b) 解説

16-26 例会取消の規定を改正する件

趣旨および効果

クラブの予定計画にさらなる柔軟性を与えるものである。

クラブ細則例

例1 本クラブは祝日を含む週には例会を開催しない。

これは年間の例会取り消しの回数には含まない

例2 本クラブは例会の予定日が下記の場合には例会を開催しない。

国民の祝日

クラブ所在地周辺で一般的に仕事をしない日として容認されている期間内その期間等はクラブ理事会の決議によるものとする。

これは年間の例会取り消しの回数には含まない 或は 含む

- 4) 第3節の追加：提案 16-01
- a) 第3節—理事会の会合
理事会のすべての会合について書面による議事録が提供さえるべきである。
この議事録は、当該会合後 60 日以内に全会員が入手できるようにすべきである。
- b) 解説

制定案 16-01 書面による理事会議事録について規定する件

趣旨および効果

クラブ理事会のすべての会合と特別会合の議事録は、クラブの全会員が閲覧できるようにすべきである。

会員またはクラブ細則に影響のある決定について、理事会メンバー間だけの秘密とすべきではない。

クラブ細則例

例 I 理事会終了後少なくとも 60 日以内に理事会議事録を閲覧可能にする。会員が理事会議事録の閲覧を要求した場合は幹事の監督のもとにこれを可能とする

- 5) 「□第6条 会合（Eクラブ）に関する規定削除：提案 16-82
- a) □第6条—会合（Eクラブ）—
第1節—例会
(a) 目。本クラブは、・・・(以下省略) —
第2節—年次総会。役員を選挙・・・(以下省略) —
- b) 解説
 上記 1. 参照

7. 「第9条 会員身分と職業分類に関する既定の例外」を新設追加：提案 16-36
- a) 第9条 会員身分と職業分類に関する既定の例外
本定款の第7条第2節と第4～9節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。
- b) 解説

16-36 会員身分の柔軟性を認める件（修正案）

国際ロータリー細則条文

第4条 クラブの会員身分

4.110. 会員身分に関する規定の例外

クラブは、本細則の第 4.010.節および第 4.030.節～第 4.060.節に従わない規定または要件を採択できる。そのような規定または要件は、本細則の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

趣旨および効果

クラブ細則の中で会員身分に関する規定の一部を修正できるように柔軟性を与えることを目的とする。完全に削除、または、より厳格または緩やかなものも選択できるようにする。

クラブ細則例

例 1 本クラブの会員は正会員、名誉会員及び別途定める下記会員とする

準会員、家族会員、法人会員

これ等の会員の用件は本細則第**条に定める

- 例2 本クラブは理事会と会員が本クラブに相応しいと認める会員の入会を認める
- 例3 本クラブはローターアクトクラブの現役会員の入会を認める or 認めない
- 例4 本クラブは他クラブに在籍する会員の入会を認める or 認めない
- 例5 本クラブは公職を入会資格の要件として認める or 認めない
- 例6 本クラブはロータリーと同様な活動を行なう他団体の会員の入会を認める or 認めない

解説

クラブは国際ロータリー細則

第 4.010.節 クラブの会員資格は正会員と名誉会員の 2 種類とする

第 4.030.節 元会員が入会する際の規定

第 4.040.節 二重会員資格の禁止

第 4.050.節 名誉会員の規定、特典

第 4.060.節 公職という分類では入会できない

という規定に拘わらない決定が出来る

8. 「第 7 条 会員身分」を「第 10 条 会員身分」と条番号を改め、第 1 節、及び第 4 節を改定

1) 第 7 条 第 10 条 会員身分：上記 4, 5, 及び 7 (提案 16-06/-21/-36) に基づく

2) 第 1 節 - 全般的条件の改定：提案 16-38

a) 第 1 節 - 全般的資格要件。本クラブは、善良な成人であって、職業上、および（または）地域社会において良い世評を受けている者善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および（または）地域社会でよい評判を受けており、地域社会および（または）世界において奉仕する意欲のある人によって構成されるものとする。

b) 解説

16-38 会員身分の規定を変更する件

趣旨および効果

ロータリーが会員を維持し、新世代を引き付ける力を高めることを目的としている。ロータリアンの定義を簡潔にし、柔軟に会員を選べるようにするものである。さらに、地域社会における業種、職業、地域団体の構成をクラブの会員構成に反映させるよう奨励することにより、職業分類のバランスを引き続き重視している。

クラブ細則例

例 1 本クラブは会員の職業や活動の偏りを防ぐ為に一分類につき 5 名までを目安とする

例 2 " " " 10 名

"

例 3 本クラブは会員の職業や活動の偏りを防ぐ為、及びなるべく多くの分類からの会員を求める為の目安として別表に掲げる会員の分類表を作る

例4 本クラブは会員の職業や活動ごとの人数制限を設けない

解説

結果的に年齢に関係なく、世評と本人の意欲があればだれでも会員となる事が出来るようになった。

- 3) 「第4節・移籍ロータリアンまたは元ロータリアン」の「(a) 会員候補者」、及び「(b) 現会員または元会員」を削除：提案 16-51
- a) 第4節 ~~移籍ロータリアンまたは元ロータリアン~~
- ~~(a) 会員候補者。会員は、移籍する……(以下省略)~~
- ~~(b) 現会員または元会員。本クラブは、ほかのクラブ……(以下省略)~~

b) 解説

16-51 移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件 趣旨および効果

異なる文言を挙げた 2 つの規定を統一された一つの規定に合併させることにより、混乱を減らす。

クラブ細則例

必要なし

9. 「第8条 職業分類」は「第11 職業分類」に条番号を改める：上記4、5、及び7（提案 16-06/-21/-36）に基づく
第8条 第11条 職業分類

10. 「第9条 出席」を「第12条 出席」と条番号を改めると共に、「第3節 - 出席規定の免除の(a)及び(b)」の改定、並びに「□第1節 - 一般規定の□」及び「□第1節 - 一般規定 (Eクラブ)の全条項」を削除

- 1) □第1節 - 一般規定。
- (a) 主な活動。各会員は、その事業……(以下省略)：上記1（提案 16-82）
- 2) 「□第1節 - 一般規定 (Eクラブ)」の全条項を削除：上記1（提案 16-82）
または
~~□第1節 - 一般規定 (Eクラブ)。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。ある例会に出席したものとみなされるには、クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内に会員が菌例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。~~
- 3) 「第3節 - 出席既定の免除」(a)改定：提案 16-34
- a) 第3節・出席既定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。
- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12ヶ月間までとする。ただし、健康上の理由からあるいは子どもの誕生、養子縁組あるいは里親になることにより12ヶ月間を越えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12ヶ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。

b) 解説

16-34 出席免除の規定を改正する件

趣旨及び効果

若い会員は往々にして仕事と家庭生活とロータリーを両立することが困

難。出席規定の厳密な適用は、多くの場合、会員がクラブを去る結果を生む。国により育児休暇の期間が異なる社会の流れに合わせる必要がある。

クラブ細則例

例 1 出席率の計算にはこの会員は分母に加えない

この期間中であってもその会員が出席した場合には分母と分子に加えて出席率を計算する

例 2 追加の出席免除の期間はその理由や要望を勘案して理事会が決定する

例 3 出席免除の期間は連続して 24 ヶ月を越えないものとする

例 4 出席免除を承認する回数に制限はないが（*回までとするが）次の免除までには少なくとも*ヶ月の間隔を必要とする

4) 「第 3 節 - 出席既定の免除」(b) の改定：提案 16-35

a) (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも 20 年の会員歴があり、さらに出世規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

b) 解説

16-35 出席免除の規定を改正する件

趣旨および効果

仮に 85 歳の入会者が実質的なロータリー活動を停止する可能性がある。このようなことを避ける為、ロータリー歴として 20 年を追加するものである。

クラブ細則例

例 1 本クラブは定款第*条*説の定めに加えて、本クラブに 5 年以上在籍した会員に適用する

11. 「第 10 条 理事および役員」を「第 13 条 理事および役員、ならびに委員会」改定すると共に、「第 4 節 - 役員。」の改定、及び「第 7 節」を追加。

1) 第 10 条 第 13 条 理事及び役員、ならびに委員会：上記 4、5、及び 7（提案 16-06/-21/- 36）に基づくと共に、提案 16-02

2) 「第 4 節 - 役員。」の改定：提案 16-02

a) 第 4 節 - 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事とし、1 名または数名の副会長、及び会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、(および) 幹事、および会計は、全員理事会のメンバーとする。また、(会計および) 会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

b) 解説

制定案 16-02 クラブ会計が理事会メンバーとなるよう規定する

件

趣旨および効果

ロータリーへの寄付者の信用と信頼を確保し、優れた公共イメージを形づくるには、会計をクラブ理事会の常任メンバーとすることで、会長は、

適切なアカウントビリティ（説明責任）と責任をもって、定期的に全資金の監督／監視ができる。

クラブ細則例

例1 本クラブの理事会構成員は会長、直前会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計、正 SAA の役員、及び本細則条により選出された理事とする**

3) 「第7節 - 委員会」の追加：提案 16-05

a) 第7節・委員会 本クラブは次の委員会を有するべきである。

- ・クラブ管理運営、
- ・会員増強
- ・公共イメージ
- ・ロータリー財団
- ・奉仕プロジェクト

必要に応じて追加の委員会を任命できる。

b) 解説

制定案 16-05 クラブ内の委員会について規定する件

趣旨および効果

各奉仕部門の理事と約 15 の各委員会に 3 人の委員を想定すると、約 55 名の会員が必要となる。しかし、2014 年時点で、会員数が 60 名に満たないクラブは世界全体の約 90% である。上記 5 委員会なら容易に設置できる。

クラブ細則例

必要なし

12. 「第 11 条 入会金および会費」を「第 14 条 会費」に改定し、条文を改定する。：上記 4, 5, 7 (提案 16-06/-21/-26) に基づく条番号改定、及び提案 16-07

a) ~~第 11 条 第 14 条 入会金および会費~~

~~すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第 7 条第 4 節 (a) に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2 度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前 2 年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクトには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。~~

b) 解説

制定案 16-07 クラブ会員の入会金を廃止する件

趣旨および効果

入会金のコンセプトは、ロータリーの現代的なイメージを反映していない。ロータリーと同じ理念を持ちながら入会金を含む入会のコストを支払えない人を除外する代わりに、ロータリアンとなれる見込者の枠を広げるべきである。

クラブ細則例

例 1 本クラブに新しく入会する者は入会の初期費用として万円を納入するものとする。**

ただし、定款**条に定める者はその限りではない

例2 本クラブ・・・入会金・・・

ただし、・・・・・・

例3 本クラブは入会する者には入会金を請求しない

解説

規定審議会の決議は新会員が入る可能性を広げる事を目的とし、入会金を取らなければならないと解釈される「入会金」という文言を定款から削除した。しかし、クラブ側では新会員の入会に関して名札、バッジなどの物品の供与が必要であり、それなりの費用が掛かる。

更に、制定案の主旨は新会員の可能性を広げるためなので、その目的が阻害されないと判断される範囲での入会金、或はそれに相当する金額の納入を求めるのはクラブの判断に依る。

また、クラブのレベルを維持するために入会金を設定する事も許される。

勿論、取らないという規定も可能である。

基本は、どうしたらクラブの為になるかをよく検討する事である。

尚、RIの規定審議会サービス・スパーヴァイザーより、本件に関し、「My understanding of the enactment is that the admission fee was removed as a “requirement” in the RI Bylaws and Club Constitution; however, there is nothing in the enactment that says a club is not allowed to have an admission fee. If they choose to have an admission fee, they will want to make sure that it's included in their club bylaws」との見解を受領しています。即ち、標準ロータリークラブ定款の徴収義務項目から「入会金」が削除されたが、クラブ細則等で「入会金」を徴収することは禁止されていないと言う解釈です。

13. 「第 12 条 会員身分の存続」を「第 15 条 会員身分の存続」と条番号を改定すると共に、「第 2 節 - 自動的終結の (b)」、及び「第 10 節 - 一時保留の(d)以降」を改定。

1) 第 12 条 第 15 条 会員身分の存続：上記 4、5、及 7（提案 16-06/-21/-36）に基づく

2) 第 2 節 - 自動的終結：提案 16-07 との関連

a) (b) 再入会。会員の会員身分が本節 (a) 工の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下、新たに入会申込みをすることができる。~~2 度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。~~

b) 解説

上記 12（提案 16-07）との関連

3) 「第 10 節 - 一時保留の(d)以降の改定：提案 16-48/49/50

a) (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合（本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする）、

理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い（ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で）、適切な期間（ただし 90 日間以内）と理事会の決定する追加条件に

従い、前述の通り会員の会員身分を一時保留することができる。一時保留とされた会員は、第 14 条第 6 節に定められる通り、一時保留について提訴、調停、または仲裁を求めることができる。保留期間が終了する前に、理事会は、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

b) 解説

16-48 会員身分の一時保留に関する規定を改正する件

趣旨及び効果

制定案は、第 10 節の 4 つの項に含まれるすべての事柄を考慮した上で、クラブの最善の利益と思われる場合に理事会が当該会員の会員身分を一時保留とできる、というものであった。

クラブ細則例

必要なし

16-49 会員身分の一時保留に関する規定を改正する

趣旨および効果

現在は特定の期間について触れてなかったので「理事会の決定する妥当な期間（ただし 90 日間以内）と追加条件に従い」とする。

クラブ細則例

必要なし

16-50 会員身分の一時保留に関する規定を改正する

趣旨および効果

会員が一時保留となったとき、それに対して提訴する方法はない。この文言を追加することにより、一時保留の措置が下された場合、その会員は、第 12 条第 6 節に定められる手続と同じ方法で提訴できるようになる。

クラブ細則例

必要なし

14. 「第 13 条 地域社会、国家、および国際問題」は、「第 16 条 地域社会、国家、および国際問題」に条番号を改定
~~第 13 条~~ 第 16 条 地域社会、国家、および国際問題：上記 4、5、及び 7（提案 16-06/-21/-36）に基づく
15. 「第 14 条 ロータリーの雑誌」を「第 17 条 ロータリーの雑誌」に条番号を改定すると共に、「第 1 節 - 購読義務」を改定：提案 16-96
~~第 14 条~~ 第 17 条 ロータリーの雑誌
- a) 第 1 節 - 購読義務。RI 細則に従って、本クラブが RI 理事会によって、本条規定の適用を免除されている場合、各会員は、会員身分を保持する限り RI の機関雑誌または RI 理事会から本クラブに対し承認ならびに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、ロータリー雑誌機関雑誌、または理事会が承認し、そのクラブに指定したロータリー雑誌を合同で購読する選択肢がある。購読の期間は、6 ヶ月を 1 期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し。1 期の中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終るものとする。

b) 解説

16-96 ロータリーの機関雑誌および地域雑誌の購読義務を改正する件

趣旨および影響

現在は、同じ住所に住む 2 人のロータリアンがロータリーの地域雑誌を合同で購読できるのは、『The Rotarian』誌のみだが、他の雑誌にもこれを適用する。

クラブ細則例

例 1 複数の会員が同じ住所に住んでいる場合は、一人のみが雑誌を購読し、それを同居する会員と共同で読む事が出来る

16. 「第 15 条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の遵守」を「第 18 条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の遵守」に条番号を改定すると共に、条項を改定する。：提案 16-07 の関連

a) ~~第 15 条~~ 第 18 条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の遵守

会員は、~~入会金と~~会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

b) 解説

上記 12. 提案 16-07 の関連

17. 第 16 条以降は、第 19 条以降に条番号を改定する。：上記 5, 6, 及び 7 (提案提案 16-06/-21/-36) に基づく

~~第 16 条~~ 第 19 条 仲裁および調停

~~第 17 条~~ 第 20 条 細則

~~第 18 条~~ 第 21 条 解釈の仕方

~~第 19 条~~ 第 22 条 改正

- B. 現行 (2013 年 7 月 1 日発効) 国際ロータリー定款の改定点、及びクラブ細則に反映する場合の RI 第 2790 地区の解説

1. 「第 5 条 会員の第 2 節 - クラブの構成の第 2 節」の改定。

1) 第 2 節 - クラブの構成：提案 16-38

(a) クラブは、~~善良な成人であり、職業上及び (または) 地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および奉仕する意欲のある人によって構成されるものとする。~~

以下すべて削除。

2) a) 第 2 節 - クラブの構成：提案 16-40

(5) 理事会によって定義されている ローターアクターまたはロータリー財団学友であること。

b) 解説

16-40 ローターアクターが正会員となることを認める件（修正案）

第4条 クラブの会員身分

4.040. 二重会員

当該クラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブにおいて同時に正会員になることはできない。さらに、いかなる人も同一のクラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。第8条職業分類第二節にローターアクターが追加。

解説

16-36との関連あり

ローターアクターとロータリー財団学友を正会員にする事が出来る。従って米山奨学生OBもロータリー学友として認知される。また、ローターアクターは同時にロータリアンになることが出来る。

2. 「第10条 規定審議会の第5節」を改定。：提案 16-113
 - a) 第5節 制定案と決議案立法案を選択するための臨時会合。理事会は、全理事の90パーセントの投票で、・・・（以下省略）
 - b) 技術的改定
3. 「第11条 会費」の改定。：提案 16-105
 - a) 第11条 会費

各クラブは半年ごと、あるいは理事会により定められたほかの期日に、細則に定めるRI人頭分担金を、RIに納付するものとする。
 - b) 解説

16-105 クラブからの報告および人頭分担金の支払いの期限を RI

理事会が定めることを規定する件

国際ロータリー定款条文

第3条（『手続要覧』第141ページ）3.030.1.

不払あるいは会員報告不履行による停止または終結
会費または RI に対するその他の金銭的債務または承認されている地区資金への賦課金の支払を怠ったクラブの加盟は、理事会においてこれを停止または終結させることができる。また、期限までに会員の変更を報告しなかったクラブの加盟も、理事会においてこれを停止させることができる。

趣旨および効果

本制定案は、半期報告書の代わりにクラブ報告書を基に人頭分担金を支払う新しい制度を反映し、「半期報告書支払期日」を「クラブ請求書の期日」に差し替えるものである。

クラブ細則例

必要なし

C. 現行（2013年7月1日発効）国際ロータリー細則の改定点のうち、日常のクラブ運営に関わると考えられる規定の改定点、及びクラブ細則に反映する場合の RI 第 2790 地区の解説

1. 「第 1 条 定義」の 4. E クラブを削除。：提案 16-30
 - 1) ~~4. E クラブ 電子的な通信手段を通じて会合するロータリークラブ~~
 - 2) 第 1 条 定義の 5. から 10. を 4. から 9. に改番号

2. 「第 2 条 国際ロータリーの加盟会員」の一部改定
 - 1) 2.010 RI への加盟申請：提案 16-30/-82
 クラブの RI への加盟申請書は理事会に提出するものとする。加盟申請書には、理事会が定める加盟金を添付しなければならない。加盟金は、米貨またはクラブの所在する国の通貨によるその相当額とする。加盟は、理事会が申請を承認した日をもってその効力を生ずる。
~~2.010.1 E クラブ~~
 理事会は、各 E クラブを地区に割り当てるものとする。
 - 2) 2.010 RI への加盟申請：提案 16-83
 2. 新クラブ
新クラブの創立会員数は最低 20 名とする。
 - 3) 2.020. クラブの所在地：提案 16-30/-82
 新クラブの結成に必要な最低数の職業分類が存在する地域がある場合、そこに 1 つのクラブを結成することができる。1 つ以上のクラブが既に存在するその同じ地域にも、クラブを結成することができる。毎週、もしくは前もって定められた週にクラブのウェブサイト上で参加型の活動をするクラブの所在地は、全世界とするか、または、クラブ理事会の決定通りとするものとする。
 - 4) 「2.030. E クラブの所在地」の削除：提案 16-30/-82
~~2.030. E クラブの所在地~~
~~E クラブの所在地は、全世界とするか、または、クラブ理事会の決定通りとするものとする。~~

3. 「第 4 条 クラブの会員身分」の一部改定
 - 1) 4.030 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン：提案 16-51
移籍会員やクラブを変える会員は、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求められるべきである。クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている現会員または元会員が、未納金/金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。要請から 30 日以内にそのような文書が提供されなかった場合、当該会員はそのクラブに対して金銭的債務がないものと見なされるものとする。
 - 2) 4.040 二重会員：提案 16-40
 当該クラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブにおいて同時に正会員になることはできない。さらに、いかなる人も同一のクラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、クラブの正会員であると同時にローターアクトクラブの会員になることはできない。

- 3) 4.050 名誉会員：提案 16-47
- a) 1. 名誉会員の資格要件
ロータリーの理想推進のために賞賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を未永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を名誉会員に選ぶことができる。
- b) 解説
**クラブ細則例
必要なし**

4. 「第 8 条 規定審議会」に以下を追加。

- 1) 8.010 決議審議会：提案 16-113
決議審議会の会合 決議審議会は、毎年開催されるものとする。決議審議会は電子的コミュニケーションを通じて招集されるものとする。
- 2) 8.040 代表議員の任期：提案 16-114
各代表議員の任期は、選出された年度の翌年度の 7 月 1 日に始まるものとする。各代表議員は、3 年間、または後任者が選出、証明されるまで在任するものとする。
- 3) 8.060 地区大会における代表議員選挙：提案 16-79
3. 代表議員と補欠議員選出
~~2 票以上の票を有するクラブのすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。同じ候補者に投じられなかった場合、そのようなクラブの投票は無効票とみなされるものとする。(中略) 各クラブは、そのクラブが有するすべての票を投じる 1 名の選挙人を指定するものとする。2 票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ候補者にとうじられものとする。~~

5. 「第 13 条 ガバナーの指名と選挙」

- 1) 13.020 ガバナーの指名と手続き：提案 16-71
9. 対抗候補者の指示 (変更部分のみ)
地区内の少なくとも他の (5 つ) 10 のクラブ (当該年度の初めの時点でもしくは総数の (10) 20 パーセントの、いずれか多い方の数の指示を得た対抗候補者で・・・(以下省略)
- 2) 13.070 特別選挙：提案 16-72
1. 特別選挙の特例
ガバナーが第 13.070 節に従って指名手続きを再び踏む際に、当初の指名手続きにおいて指名委員会に対して正式に推薦された者がいずれのクラブからもなかった場合、ガバナーは第 13.020.4 項により義務付けられた手続きを再び踏む必要はないものとする。

6. 「第 15 条 地区」

- 1) 15.010 創設：提案 16-30/-82/-84/-86
理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとする。理事会は、週 1 回または事前に選ばれた週にクラブのウェブサイトで参加型の活動を行うクラブを、境界に関わりなくいかなる地区にも ~~1~~ クラブを割り当てることができる。地区の境界を廃止あるいは

変更する理事会決定は、少なくとも2年間効力をもたないものとする。理事会は、クラブ数が33未満100を上回る地区、あるいはロータリアンの数が1,100名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができる。そのような変更と同時に、理事会はその地区のクラブを隣接地区に編入させることができる。理事会はまた、そうした地区をほかの地区と統合、または分割できる。関係地区内クラブの過半数の反対がある場合は、クラブ数が33以上かつロータリアンの数が1,100名以上の前述以外のいかなる地区の境界も変更してはならない。理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、これらのガバナーおよびクラブが、ていあんされている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語およびそのた該当する要素を考慮するものとする。理事会は、あらたに編成される地区やとうごうされる地区における運営管理、指導者構成、代表選出の手続きを規定するものとする。

7. 「第17条 財務事項」の改定

17.030 会費：提案 16-99

a) 1. 人頭分担金

2017~18年度から2019~20年度まで、人頭分担金を3年間で毎年4ドルの増加。(17-18年度 60ドル、18-19年度 64ドル、19-20年度 68ドル)

b) 解説

制定案 16-99 人頭分担金を増額する件

趣旨及び効果 (財務長より発表)

2017-18年度から2019-20年度まで、人頭分担金を年に1ドルずつ増額することを規定するものである。分担金の額は、2017-18年度には半年ごとに28米ドル50セント、2018-19年度には半年ごとに29米ドル、2019-20年度以降には半年ごとに29米ドル50セントとなる。

(修正案) R I 副会長⇒3年間で毎年4ドルの増加に修正をお願いしたい。16-17年度 56ドル、17-18年度 60ドル、18-19年度に 64ドル、19-20年度に 68ドル。

現状15-16年度は55ドル(半期に27ドル50セント)投資収益の計画より悪化していることも一因。毎年4ドル値上げにより2021年まで財務的な健全性を確保できることになる。

クラブ細則例

必要なし

8. 「第20条 機関雑誌」

1) 20.030 雑誌の購読：提案 16-97

1. 購読義務

米国及びカナダ内のクラブの各会員は、会員籍にある限り、すべての機関雑誌の有料購読者とならなければならないなることを選択できる。

2) 20.030 雑誌の購読：提案 16-96

2. 購読義務免除

雑誌機関雑誌、または理事会が承認し、そのクラブに対して指名したロータリー雑誌、理事会が必要と判断すれば、クラブに対し購読義務を免除できる。

9. その他の改定点

- 1) 提案 16-81：第3条 3.030.4 法的訴訟によるクラブの加盟停止または終結とする権限を RI 理事会に与える件等
- 2) 提案 16-54：第4条 4.030 RI 会長の任務を改定する件
- 3) 提案 16-55：第5条 5.050 RI 会長ノミニーを RI 理事会合の投票権を持たない出席者とする件
- 4) 提案 16-74/-76/-77：第6条 6.120. 副ガバナー選出に関する規定の改正
- 5) 提案 16-106：第7条 7.050. 立法案の公表に関する要件の改定
- 6) 提案 16-114：第8条 8.040 規定審議会代表議員の任期に関する件
- 7) 提案 16-79；第8条 8.060. 規定審議会代議員と RI 理事指名委員会委員の選出手続きの改定
- 8) 提案 16-57：第11条 11.020 RI 会長指名委員会委員の資格要件改定
- 9) 提案 16-61：第12条 12.020. RI 理事ノミニーの選出手続き改定
- 10) 提案 16-62/-63：第12条 12.020.1 指名委員会手続きによる RI 理事ノミニー選出規定の改定
- 11) 提案 16-89：第15条 15.060.1 地区資金を不適切に管理した人の制裁
- 12) 提案 16-88：第15条 15.060.4 地区年次財務表の規定改定
- 13) 提案 16-90：第16条 16.040 会員増強に関する RI 委員会の設立
- 14) 提案 16-91：第16条 16.110 監査委員会の責務改定

D. 採択された決議案

- 16-118：ポリオ撲滅は国際ロータリーの最高の目標であることを承認し支持する件
- 16-126：性器切除の美牛を支援することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-132：インターアクト会員の年齢制限の修正を検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-136：ロータリーカードの普及推進を検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-138：「家庭というキーワードを奉仕の機会に関する項目に追加することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-139：ロータリー財団の創立 100 周年を認知する件
- 16-141：術前／術後治療室用機器の購入を承認するため、財団補助金の授与と受諾の条件を修正することを管理委員会に検討するよう要請する件
- 16-142：地区補助金小委員会委員長がオンラインの補助金申請を監督・確認できるようにすることを検討するよう管理委員会に要請する件
- 16-144：重点分野に関連しない分野の大学院生への奨学金提供を復活させる件
- 16-149：地区幹事の役割と責務を認知することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-151：自治権を有することの趣旨を正しく理解できるようクラブに対して注意を喚起することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-157：すべての地区大会に RI 会長からのビデオメッセージを提供することを検討するよう RI 理事会に要請する件
- 16-160：組織統括の構造を見直すことを提案する立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するよう RI 理事会に要請する件

16-172：無料の代替資材が利用できる場合、商業素材やライセンスが必要なブランド素材を推奨しないことを検討するよう RI 理事会に要請する件

E. その他

1. 理事会付託

16-17：ロータリーの目的を改正する件

16-18：ロータリーの目的を改正する件

16-20：ロータリーの目的を改正する件

2. 無期延期

16-41：仕事をしたことのない人が会員となることを禁じるよう会員基準を改正する件

16-44：会員資格に関する規定改正（新職業分類：主婦・主夫の銘記

以 上